

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第 2 回 松阪市環境保全審議会
2. 開 催 日 時	平成 20 年 7 月 24 日 (木) 午後 6 時 ~ 午後 8 時 30 分
3. 開 催 場 所	産業振興センター研修ホール
4. 出席者氏名	(委 員) 朴恵淑、 富田靖男、市川雄二、小野要吉 葛山博次 小山利郎、辻宣夫、西川博明、長谷川靖 武藤廣 前田太佳夫、宮岡邦任、樋口和司、森勝之 矢尾板俊平 ( 会長 副会長 ) (事務局) 三田環境課長、村田環境保全係長、奥、杉田 中西水源管理課長、小林水質担当主幹
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	なし
7. 担 当	松阪市環境部環境課 TFL 0598-53-4067 FAX 0598-26-4322 e-mail kan.div@city.matsusaka.mie.jp

議事録は別紙の通り

日時：平成 20 年 7 月 24 日（木） 18 時 00 分～20 時 30 分

場所：松阪市産業振興センター3 階

- 概要： 1．開会  
2．議事（松阪市白猪山ウインドシステムについて）  
・事業計画について  
・保全措置について  
・動植物・生態系について  
・水質について  
・その他  
3．その他（次回審議会の開催日決定）  
4．閉会

出席者 21 名（傍聴者なし）

委員 15 名

市川雄二、小野要吉、葛山博次、小山利郎、辻宣夫、富田靖男、西川博明、朴恵淑  
長谷川靖、武藤廣、前田太佳夫、宮岡邦任、樋口和司、森勝之、矢尾板俊平

事務局 6 名

三田環境課長、村田環境保全係長、奥、杉田  
中西水源管理課長、小林水質担当主幹

内容

- 1．事務局より開会あいさつ
- 2．議事

会長：前回の審議会で委員より計 17 項目の質問やコメントがあった。それらを事務局で取りまとめたので、今回はジャネックスよりそれらの対応について説明を受け、審議を進めていきたい。

議事 事業計画について、第 1 回審議会にて下記 4 項目の指摘があった。それを受け、ジャネックスより資料説明（資料 1～資料 6 - ）がなされる。

- ・事業面積算出の根拠について
- ・輸送道路が決定されていないことについて
- ・送電線鉄塔面積、道路、埋設部の断面図について
- ・方法書の表現が定量的でなく、定性的なことについて

（質疑応答）

委員：資料 2 の改変面積について、前回の時は確か 18.95 ヘクタールであったが、今回は 18.4 となっている。第 1 回の際はまだ具体的な取り付け道の面積が示されてなかったが、今

回は取り付け道や土捨場の面積も示されている。前回の 18.95 中にはすでに土捨場の面積も入っていたのか。

ジャネックス：土捨場は 3 箇所あり、総面積が約 3 ヘクタールである。前回想定していた時より 2 ヘクタールほど増えてしまったが、林地開発の際に砂防ダムを設けることは非常に環境影響があると思われる。そのためコストはかかるが外に持ち出すことを考えており、その開発面積は少なくなる。

委員：今の話だと、今回は土捨場を 1 ヘクタールと想定して総面積 18.95 であれば、今回 2 ヘクタール増えたら単純に 20 ヘクタールを超えてしまう。しかし、今回 18.4 とのことであるが、どこかの開発面積を減らしたのか。

ジャネックス：風車サイトの面積を見直し、必要最小限にした。

委員：道路部分の法面も当初の改変面積に含まれていると考えてよいのか。

ジャネックス：はい。

委員：前回定性的な表現がしばしば見られたことについて、今回数値化してあるが、最終的に前回の方法書の 87 ページを修正するのか。

ジャネックス：修正する。

委員：資料 6 - の風車騒音レベルについて、風車を中心に同心円上に計算したものであろうが、卓越した風によってある特定の場所の騒音レベルが高くなることはないのか。

ジャネックス：やはり風車による騒音は風下側で大きくなると言われている。したがって、この実測データは同心円的にどの方向についても風下側を想定して実測したものである。

委員：例えば、このあたりだと北西の季節風が卓越した時に、最大どの程度の風速と騒音レベルを想定しているのか。

ジャネックス：風車の騒音レベルは風速が大きくなるにつれて定格運転になるので大きくなる。このデータは風車の定格運転に近い状態を想定しているので、風速に近い状態を想定している。

委員：このあたりの最大風速をどのくらいだと考えているか教えてほしい。

ジャネックス：風速 20 メートルで風車が止まるようになっているので、20 を最大と想定している。

委員：低周波音による健康への影響が懸念されるが。

ジャネックス：低周波音も騒音と同じで、風車からある程度出してしまう。低周波音とは周波数が低い音であり、基本的には騒音と同じで距離によって減衰する。先ほどの資料説明でもあったように、最寄りでも 1 キロ以上離れている。そのため、低周波音の影響はほとんど出ないだろうと考えている。

委員：資料 4 に輸送経路が示されているが、この経路を選択した理由を教えてほしい。

どのくらいの頻度で、どのくらいの量のトラックが通るのか。また、それによって輸送道路付近の住民への騒音、排気ガスの影響はどのくらいなのか。

ジャネックス：それについては工事中の環境保全措置のところで触れたい。

委員：資料 3 の保安林について、解除の手続きについてどう考えているか。

ジャネックス：林野庁より各局長通達が出ており、解除については売電事業所から依頼があれば、5 ヘクタール以内であれば相談にのるとのことである。それ以内にはおさまるよう

にできると思う。

議事 保全措置・水質について、第 1 回審議会にて下記 4 項目の指摘があった。それを受け、ジャネックスより資料説明（資料 7～資料 9）がなされる。

- ・ 工事中の環境保全措置・水質について未記載であったこと
- ・ 濁水の問題について
- ・ 水道水源について
- ・ 搬入路の選定によっては鮎の生息減少が懸念されること

（質疑応答）

委員：排水計画や防災計画の話があったが、土木の観点から見ると洗掘防止が大切であるが、水道水源の観点から見ると、濁水の問題が懸念される場所である。水道の水質基準には濁度の項目があるので、この濁度を軸として位置づけてほしい。

また、沈砂池を設けるのであれば設計雨量、容量、土砂の沈降特性を測ってほしい。シルト質だと沈降しにくく、砂や岩だと沈降しやすいといった地盤の性質がある。三重県のアセス委員会で使用している方法として、10%程度の土砂を貯めて、掻き混ぜた上で時間を置いて S.S や濁度を測定するという簡易な方法を採用している。土砂の沈降特性に合わせて沈砂池を設計していただきたい。

あと、松阪市が水道水源の原水の濁度のデータを所有していると思うが、これは晴れた日のものである。それ以外に、現況の雨天時の濁度を測っておく必要がある。今でも雨天時に濁っている可能性があるにもかかわらず、今の雨天時のデータがなければ開発のために水が濁ったと言われてしまう。そういうことも考えられるので注意してほしい。

委員：風車本体は空路で運ばれるのか。

ジャネックス：風車本体は松阪港に下ろした後、トレーラーで運ぶ予定である。

委員：先ほど話があった 1 日あたり最高で 70 台とのことであったが、それに含まれているのか（含まれているとの回答）。また、安全面もさることながら、騒音にも配慮してゆっくり運搬してほしい。

委員：道路幅はどれくらいとるつもりか。

ジャネックス：大きなトレーラーが通れるよう、5 メートル程度はとりたいと考えている。風車部分の道路は一部舗装する。

委員：水道水源保護条例について、前回市の担当者に話を伝えていただくことになっていたと思うので話を聞きたい。

水道部：今般の風力発電事業計画区域に近い水道水源としては、南側の横谷浄水場（旧飯南町地内の取水口）が 1 ヶ所ある。この風力発電について、建設時以外は松阪市の水道水質に与える影響は低いと思われることから、水道水源保護条例の規制対象事業場には該当しないと判断している。ただし、建設時には上流部の運搬路、風車サイト新設工事で土砂によって河川が濁り得る可能性があるため、安全で安心な水を安定して市民の皆様へ供給する使命があるので工事中は水質への影響がないよう最善の注意を払って、特に濁度に留意して施工していただきたい。

委員：今の話を聞いて安心はしたが、同じ松阪市内でも地域指定の有無が地域によってであると

聞いていた。これを全体一括にかけていけば付帯事項として考えられるが、今ここは地域指定がかかっていない。この根拠となるものを正式な文書で出すことは出来るのか。

水道部：前回の議事録にもあったが、市町村合併によって地域指定の有無が生じている状況であるが、これとは別に水道法第 43 条に基づき、必要であると認められた時は認可される行政機関に対し、水質への影響がないよう意見を申し上げることができる。

委員：そのあたりのことは法律に基づいて文書として提出できることが可能という解釈でよいのか。

水道部：はい。補足であるが、以前に下水道工事で薬注工事があった際には、水質の監視ということで、工事期間中数地点で pH と濁度の水質検査をしてもらったことがある。今回のこの建設工事についてもそういった意見を出させていただくことはできる。また、薬品等の補助剤等も使用される場合は、飲料水に適合した水質検査も考えられる。

委員：工事期間中、作業員はどこに滞在するのか。作業員が遠くから場合、新たに宿泊施設を設けるのか。また、作業現場のし尿処理についてどのように考えているか。

ジャネックス：地元雇用を考えているため、松阪市滞在の作業員を雇用することになると思う。ただ、大手ゼネコン会社にはなるべく地元業者を使ってほしいという強い要望を全面に出すつもりである。どこに委託するかについては大手業者に見積引き合いを出させるが、その際の計画書にはし尿処理のことも入れさせ、指摘にあったような不安を残さないようにしていく次第である。

委員：資料 7 に緑化計画について、種子吹き付けとあるが、広大な面積に安易に種子を吹き付けると生態系の混乱や生物多様性の劣化を招く恐れがある。外来種の混ざった種子が吹き付けられて生態系の混乱が起こるケースはよくある。もし白猪山で植え付けられた種子によってそのような事態が起これば大変なことである。そのあたりについては具体的にどのように考えているのか。

ジャネックス：委員の先生方のご指導を受けて今後検討していきたい。

議事 動植物・生態系について、第 1 回審議会にて下記 6 項目の指摘があった。それを受け、ジャネックスより資料説明（資料 10～資料 11）がなされる。

- ・方法書には水生生物について全く触られていないことについて
- ・局ヶ岳付近でのニホンモモンガの生息、紀伊山地でのカモシカ生息について
- ・嬉野にはネコギギが生息していることについて
- ・県指定天然記念物のオオダイガハラサンショウウオについて未記載
- ・生態系の調査期間、範囲について
- ・調査定点の配置、ルートセンサスの位置について

（質疑応答）

委員：自然に関して、文献整理をされたようであるが、キノコや蘚苔についても記載してほしい。レッドデータブックに表示されるまでは対象外であったが、各県のレッドデータに記載されるようになり、当然その開発区域内では対象としてあげられる。蘚苔について記載があれば当然資料として提示されるはずである。このあたりでも実際に調査をしている人がいるので、その人から見たらなぜキノコや蘚苔の記載がないのかと思わ

れてしまう。また、これは資料の提示であって、方法書とは言えない。意見が出るのは当然のことである。

ジャネックス：今回の方法書については三重県の環境影響評価指針に沿ったものではなく、独立行政法人 NEDO（ネド）による風力発電のための環境影響評価マニュアルをもとに作成している。そのマニュアルでは植物についてはシダ植物以上の高等植物のみ整理することとなっているため、未記載とさせていただいた。

委員：この方法書は県知事に提出するものなのか。

ジャネックス：提出しない。

委員：つまり、松阪で了解を得られればよいということか。

ジャネックス：方法書を審議する場なのかどうかという説明は聞いていない。

会長：確認であるが、20 ヘクタールを超えない場合には県のアセス対象とはならない。したがって地方自治体がそれを受けてどう判断するのか、ということを経現在松阪市の環境保全審議会にて審議しているところである。したがって、知事ではなく市長のところに審議結果がいくと思われる。ただ、確認はしていないので次回までにそのあたりを確認しておきたい。

委員：こういった風力発電事業であっても、20 ヘクタール未満であるということで県には届けなくてよいのか。

事務局：20 ヘクタール未満であれば県のアセスにはかからない。だからといって広大な風力発電事業に対して何のアセスもなしということはできないので、市の環境保全条例に基づいて審議している次第である。

委員：平成 18 年 12 月に三重県自然環境保全条例に基づく開発行為届出マニュアルが出されているが、これには該当してこないか。もし知事宛にこの届出を出すことになれば、資料として必要なものが決められている。したがってそれに準じた資料をそろえなければ不十分である。

また、知事宛に届出を必要としない場合には、我々委員の責任は非常に大きくなると思われる。

ジャネックス：県に対しては、森林法に基づいた林地開発の許可をいただかないと開発できない。保安林についても規模によっては大臣の許可まで必要になってくる。ただ、松阪市の環境保全条例に基づき、それら許認可の申請前に本審議会を通してから都道府県に届出申請することになっているため、本審議会にかけている段階である。

会長：事務局には次回までにそのあたりのことを確認しておいてほしい。

委員：資料 19 ページの 7 行目、ムササビ、アカネズミ...とあるが、ここにヤマネが入る。ヤマネの原点は嬉野史でありネイチャーマップはそれを受けて作成している。したがって、20 ページの引用文献のところに当然嬉野史が入ってないとおかしい。

また、42 ページの中に合計 15 種、19 種等の表現があるが、これでは具体性に欠けるので、例えば昆虫類なん種等の記載にすべきである。

議事 その他について、第 1 回審議会にて下記 3 項目の指摘があった。それを受け、ジャネックスより資料説明（資料 12～資料 13）がなされる。

- ・地図上で風車が見える範囲の図示
- ・意見書内容及び住民説明会の内容説明について
- ・風況シミュレーションの具体的な算出方法について

(質疑応答)

委員：調査範囲、ルートについての説明をしてほしい。

ジャネックス：資料 11 に哺乳類、両生類、爬虫類の項目ごとに調査範囲、調査ルートを記載した。調査範囲については前回の審議会で指摘があったように対象事業実施区域から 250 メートルくらいまでは調査したほうがよいとの指摘であったので、さらに両側 250 メートルに調査範囲を広げた。

以下、一般鳥類、昆虫類、植物についても同様の説明がなされる。

ジャネックス：また、希少猛禽類については方法書で示してある地点に追加して全部で 15～20 地点くらい設定している。まだこの保全審議会の場で調査地点を出していないのは、2 月から毎月調査をしており、専門家であれば営巣場所の目途がたつような調査地点を選んでいるためである。したがって今回はこちら側の判断で資料として示していない。

委員：猛禽類について、クマタカの場合、調査期間が 1 年というのは無理でありどうしても 2 年～3 年必要となる。

委員：20 ヘクタール以下で県アセスにかからないにしても、我々の立場からすると 18 ヘクタールも 20 ヘクタールも広大であり同等である。したがって、それに匹敵するマニュアルに沿った方法書を作成していただきたい。具体的には、どこにどういう鳥類がいる等の情報ではなく、どういう日程でどういう方法で調査するといったことまで示してほしい。文献を確認するための調査をするのであれば、日程、調査方法を方法書に記載し、確認した種についてはどうするのかまではっきり示してほしい。

ジャネックス：方法書となれば、項目が必要。調査ルート等は示されているが、また、詳細な情報はデータとしてあるが、公開すると逆に捕りに行く人もいる可能性があるため、慎重に扱っていきたい。

委員：どこに貴重な種がいるかを示してほしいというわけではなく、どういう方法で調査をしていくのかを示してほしいのだが。

会長：環境影響評価という準備書、方法書、評価書とそれぞれの段階を踏むもの。方法書とはどういう方法で調査をするのかを示したものであり、その間に評価書が提出されるものである。

ジャネックス：今のこの方法書は先ほど指摘のあった調査日程等の行動計画等について触れていない。しかし、やっていかなければならない調査であるので、行動計画や実際にやってきた調査については再度評価書という形で提出したい。

委員：この方法書はまだ準備書段階である。方法書というのは調査方法そのものの評価であり、そのことについて審議した上で承認できる内容であればその調査に基づいて調査してもらおうというものである。本件についてはそれがなく、方法書の評価ができない。

ジャネックス：前回は指摘があったように、調査方法については特に動植物について具体性に欠けている。例えば、希少猛禽類の調査時期は 2 月～7 月としか記載していない。月のうち何回どういう調査をするということが欠けているので、確かに先ほどの指摘の通り

である。方法書作成の際には文献であがっている種を想定しこの時点では具体性に欠ける内容でこういう調査をしていくと記載したが、実際に調査をしてみても調査期間の延長が必要であったり、調査方法を変更したり、調査地点を増やしたりする必要があると判断した場合にはそのようにしてきている。これらはきちんとまとめて示すようにする。総括すると、具体的な行動スケジュールを加えるということである。

委員：我々は影響評価をする立場であるので、調査に入る前に調査方法を示した方法書を出していただいて、それを審議した上で調査に入ってもらいたい。調査しながら示していくというのでは委員の我々が出席する意味がない。県も含めて、環境影響評価というのは方法書の検討をする場である。

ジャネックス：その説明は非常によく分かる。事業者側としては条例項目が環境影響評価に対するものであるという認識がなく、方法書そのものを審議するとは思っていなかったのが正直なところである。したがって、平行して調査を進めてしまっているのが実情である。

委員：それなら、今まで調査について、いつ、どこで何をやったかということを経済報告として具体的に報告してもらおうとよいのでは。

ジャネックス：今までやったことについては全て報告する。その上で、調査結果を受けて今後どういった調査をしていくのかという具体的な行動計画についても提出する。

会長：この方法は通常的环境影響評価と少しやり方が異なっている。まず、既存の文献等から知識を集め、準備書を作成する。どういう方法、目的でどういった調査をするのか、ということを示した方法書を提出してもらって審議する。

県アセスにはかからない事例として、マニュアル的なものは NEDO が作成しているし、あるいは今までの事例に照らし合わせながらやっていけたと思われるが、このような事例はそう多くない。原則は原則として守ってほしいが、すでにこの調査は進んでしまっている。したがって、方法書としながら方法が記載されていないことについて委員から意見が出ることは当然である。しかし、だから全てやり直しというよりは、次回までにどういう方法で調査をしてきたか、あるいはその結果を明らかにしてよいのかどうかは委員が判断して補足することになるであろう。

これは約束してほしいが、調査を先に進めてしまっているのに、遅れながら追加事項等も出てくると思われる。それらには真摯に対応してほしい。

互いに歩み寄れる方法として先ほど意見があったように、次回審議会までに資料の準備をしてほしい。

委員：結果について、審議会の中で公表するのと一般に公表するのとでは違う。審議会の中では機密事項として出してもらわないと審議できないので分けて考えてほしい。

ジャネックス：準備書的な内容の資料に方法書と名づけたことについては誤解があったため、今までの調査方法や今後の計画については補足し、次回提出したい。

会長：評価書も同じであるが、方法書と書くからには必要な要素がなければ方法書扱いできない。次回、評価書という形で提出してもらってもよいが、足りなかった部分については全て補ってもらわなければならない。方法書という形で提出してもらうのであれば、順序が異なるが今までの調査方法や今後の計画について示してもらおうということ。評価



書として提出してもらうのであれば、準備書プラス方法書的なものプラス評価書で審議をしていきたい。これはかなり事業者側に配慮していることだけは理解いただきたい。

ジャネックス：我々も理解不足があったので、主旨に沿った準備書、方法書、評価書を提出していきたい。

委員：市民、県民の立場からすると県のアセスに匹敵するくらいの開発面積であり、貴重な地域でもある。この資料からも分かるように、貴重な動植物が数多く生息している地域でもある。地球温暖化防止のための風力発電事業として話が進んでいるが、生物多様性の観点からすると共生を考えなければならない。これらの両立をしていくには多くの住民の理解が必要である。

委員：意見書の回答についてはどうするのか。

会長：業者よりきちんとした資料が出たならばそれを文書化して回答する。それでまた意見が出るかも知れないが、今審議会を開いて検討中とのことで理解をいただきたいと思う。

回答については事務局より、現在審議会に提示しているとの内容を市長名で回答することとする。

3．次回審議会の日程を決定する。

4．閉会